

新型コロナウイルス陽性者の療養期間について

症状があった陽性者については、療養期間をこれまでの10日間から7日間に短縮することが可能になりました。

発症日（発熱や咳、のどの痛みなどの症状が出た日）から7日間が経過し、症状がなくなってから24時間が経過している場合には、8日目から登校することができます。

（例）発症日が5日の場合、13日から登校が可能です。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
【有症状】 発症日	療養期間（7日間） 							療養 解除

登校の際は、検温を含めた体調確認をよろしくお願いします。また、10日間が経過するまでは、感染リスクが残ることから、マスクを着用するなど感染予防行動を徹底してください。体育の授業や部活動などで激しい運動を伴う場合は、感染リスクの関係上、活動を控えていただくこともあります。

なお、同居の家族が陽性者になった場合には、今まで通り、5日間の自宅待機をお願いします。